

## 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

去る 11月 29日未明、北朝鮮は国際社会の制止を無視し、新型の大陸間弾道ミサイルを発射するとともに「核戦力の完成」を宣言した。

北朝鮮は、このミサイルで米国本土全域を攻撃できると主張しており、本年 9月には、6回目の核実験も強行していることから、北朝鮮の核の脅威は一段と強まった。

米政府は本年 11月 20日に北朝鮮をテロ支援国家に再指定している。仮に、軍事衝突が起これば、日本など周辺国を巻き込んで、甚大な被害をもたらすことは確実である。

これらのエスカレートする北朝鮮の挑発行為は、日本、アジアだけでなく、国際社会の平和と安全を著しく損なう重大な挑戦であり、決して容認できるものではない。

よって、本県議会は、我が国の国民の生命、身体、財産、領海・領土の安全を脅かし、また、国連における強い制裁措置の決議を無視し、国連安全保障理事会決議に反する北朝鮮の度重なる暴挙に対し、厳重に抗議する。

また、政府に対し、高度の警戒態勢を構築するなど、国民の安全確保に万全を期すとともに、関係各国と緊密に結束し、北朝鮮の非核化に向けた必要な措置を講ずるよう、強く要請する。

以上、決議する。

平成 29 年 12 月 1 日

徳島県議会